

毎月11日は「人権を確かめあう日」です。

11月18日は「家族の日」です

子どもと子育てを応援する社会の実現のためには、子どもを大切にし、社会全体で子育てを支え、個人の希望がかなえられるバランスのとれた総合的な子育て支援を推進していく必要があります。

国は2007（平成19）年度から11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定めました。今年は、11月18日（日）が家族の日、11月11日（日）～24日（土）が家族の週間になっています。

これは生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人ひとりに再認識されるよう呼びかけるためです。

また、国が定めた「子ども・子育てビジョン」においても、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会」を目指し、多様な家庭や家族の形態があることをふまえつつ、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めることとし、「家族の日」や「家族の週間」を通じて、家族や地域の大切さについての理解の促進を図ることとされています。



人は、つながって、生きている。

**仕事や家事、勉強などで忙しいときも、家族がいるから、
家族とつながっているから、一生懸命がんばれたり、
安心して暮らしていく。**

（内閣府：平成24年度「家族の日」啓発ポスターより抜粋）



家族にはそれぞれのかたちがあり、いろいろな家族のきずながあります。そのきずなが切れたとき、また地域とのつながりが失われたとき、今般取り沙汰されているようなさまざまな問題が起こってきているのではないでしょうか。

「家族の週間」をきっかけに、みんなで家族の大切さについて、考えてみませんか。